

改正案	現行
<p>第四節の二十三の二 八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</p> <p>（八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十五の四 八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。</p> <p>二 空中線電力は、一ワット以下であること。</p> <p>三 送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。</p> <p>四 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること（占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五MHz以下のものを除く）。</p> <p>イ チャネル間隔が二五〇MHzの場合</p> <p>割当周波数から二五〇MHz離れた周波数の（±）二二五MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。</p> <p>ロ チャネル間隔が五〇〇MHzの場合</p> <p>割当周波数から五〇〇MHz離れた周波数の（±）二二五MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。</p> <p>ハ チャネル間隔が一、〇〇〇MHzの場合</p> <p>割当周波数から一、〇〇〇MHz離れた周波数の（±）五〇〇MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。</p> <p>ニ チャネル間隔が二、〇〇〇MHzの場合</p> <p>割当周波数から二、〇〇〇MHz離れた周波数の（±）一、〇〇〇MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p>	<p>第四節の二十三の二 八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</p> <p>（八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十五の四 八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。</p> <p>二 空中線電力は、一ワット以下であること。</p> <p>三 送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。</p>

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5 GHz を超え 134GHz 以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局 (2) その他の無線測位局(注29) 2 アマチュア局 3 簡易無線局 4 地球局及び宇宙局(注40) 5 特定小電力無線局(注34) 6 小電力データ通信システムの無線局 7 その他の無線局(注21、31、34、42、 <u>55</u> )	800 5,000 500 200 100 500 20 300

注1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(3) (略)

(4) 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備 (占有周波数帯幅が2,250MHzを超え5GHz以下のものに限る。)

35～54 (略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5 GHz を超え 134GHz 以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局 (2) その他の無線測位局(注29) 2 アマチュア局 3 簡易無線局 4 地球局及び宇宙局(注40) 5 特定小電力無線局(注34) 6 小電力データ通信システムの無線局 7 その他の無線局(注21、31、34、42)	800 5,000 500 200 100 500 20 300

注1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(3) (同左)

(4) 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35～54 (同左)

55 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) チャンネル間隔が500MHz以下のもの 150 (10<sup>-6</sup>)
- (2) チャンネル間隔が500MHzを超え2,000MHz以下のもの (0.02 × Bw) Hz  
Bwは、占有周波数帯幅の許容値(単位Hz)とする。

別表第二号(第6条関係)

第1～第59 (略)

第60 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) チャンネル間隔が250MHzのもの 250MHz
- (2) チャンネル間隔が500MHzのもの 500MHz
- (3) チャンネル間隔が1,000MHzのもの 1,000MHz
- (4) チャンネル間隔が2,000MHzのもの 2,000MHz
- (5) その他のもの 5GHz

別表第三号(第7条関係)

1～51 (略)

52 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 占有周波数帯幅が2,250MHz以下のもの

周波数帯		不要発射の強度の許容値
帯域外領域	<u>76GHzを超え81GHz以下</u>	<u>空中線端子において、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3.16μW以下</u>
	<u>上記以外の周波数帯</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が100μW以下</u>

別表第二号(第6条関係)

第1～第59 (同左)

第60 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5GHzとする。

別表第三号(第7条関係)

1～51 (略)

52 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	帯域外領域	スプリアス領域
<u>不要発射の強度の許容値</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下</u>

<u>スプリアス領域</u>	<u>任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が 50 μW 以下</u>
----------------	---

(2) 占有周波数帯幅が 2, 250MHz を超え 5 GHz 以下のもの

<u>周波数帯</u>		<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>帯域外領域</u>	<u>76GHz を超え 81 GHz 以下</u>	<u>空中線端子において、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が 3.16 μW 以下</u>
	<u>上記以外の周波数帯</u>	<u>任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μW 以下</u>
<u>スプリアス領域</u>		<u>任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μW 以下</u>

53～57 (略)

53～57 (同左)